

栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
岩舟町	合併前の岩舟町の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
岩舟総合支所	合併前の岩舟町役場の位置	合併前の岩舟町の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した窓口業務及び保健福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林施設、観光施設、建設・土木施設等の維持管理に関すること。
- (3) 地域の特性を活かしたまちづくり、従来から継続する個性ある施策の

実施その他地域振興の推進に関すること。

(4) 地域の公共的団体等の活動支援その他地域自治及び住民自治の推進に関すること。

(5) 地域協議会に関すること。

(6) 総合支所の庶務及び施設の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域自治区で所掌することが適当と認められる事務に関すること。

2 前項の所掌事務に関する具体的な取扱いについては、合併後の栃木市の市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第24条第1項の規定により、地域自治区に区長を置くものとする。

2 区長の設置期間は、地域自治区の設置の日から平成27年3月31日までとする。

3 区長の任期は、市長が選任した日から平成27年3月31日までとする。

4 区長は、特別職とし、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。この場合において、市長は、区長の選任に当たっては、地域協議会の意見を尊重するものとする。

(区長の役割)

第7条 区長は、地域自治区の特性や資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第 8 条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。

- (1) 地域自治区の区域内の公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 10 条 委員の任期は、市長が選任した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 11 条 地域協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、会長又は副会長が次のいずれかに該当するときは、会長又は副会長を解任するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第12条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区の区域内に係る次に掲げる市の施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）に関する事項

(2) 新市の基本構想に関する事項

(3) 各種計画の策定に関する事項

(4) 合併協定項目の調整等の状況に関する事項

(5) 予算に関するもので重要と認められる事項

(6) この協議書による地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（報酬及び費用弁償）

第14条 委員に、報酬及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第15条 地域協議会の庶務は、第4条に規定する事務所において処理する。

（補則）

第16条 この協議に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 年 月 日から施行する。